

平成23年（ワ）第886号浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原告 石垣清水 外32名

被告 中部電力株式会社

原告 準備書面 47

令和3年2月5日

静岡地方裁判所 民事第2部 合議係 御中

原告ら訴訟代理人を兼ねる

弁護士 鈴木 敏 弘

弁護士 河 合 弘 之

弁護士 青 山 雅 幸

弁護士 大 石 康 智

弁護士 南 條 潤

外

原告らは、浜岡原子力発電所原子炉建屋や GTG 建屋の直下及びそれらの造成面法面やアクセス道路東側法面の写真を甲 B 第 9 3 号証ないし甲 B 第 9 5 号証として提出した。

しかし、上記甲 B 第 9 3 号証ないし甲 B 第 9 5 号証掲載の写真は、いずれも被告が原子力規制委員会の新規制基準適合性審査会合に提出した資料から抜粋したものであり、写真が縮小されており鮮明さも欠ける。また、本件訴訟では、原子炉建屋や関連施設の直下の断層の様子は重要な争点であり、証拠となる写真は極力原資料を調べるべきである。

そこで、原告らは、被告に対し、以下のパワーポイント引用資料である各写真につき、鮮明な写しの開示・交付を求める。

- 1 甲 B 第 9 3 号証（机上配布資料浜岡原子力発電所敷地の地質・地質構造（コメント回答）データ集抄本）
ページ番号 2 1 に掲載された写真 A ないし写真 D
ページ番号 2 4 に掲載された写真 A ないし写真 E
ページ番号 2 7 に掲載された写真 A ないし写真 D
ページ番号 2 8 に掲載された写真 E ないし写真 G
- 2 甲 B 第 9 4 号証（資料 1 - 1 浜岡原子力発電所敷地の地質・地質構造（コメント回答）抄本）
ページ番号 6 3 掲載の露頭全体写真
ページ番号 6 4 掲載の 4 号炉敷地造成法面写真（山側法面）
ページ番号 6 5 掲載の 5 号炉敷地造成面法面写真（北側法面）
ページ番号 6 6 掲載の H-3 断層の写真
- 3 甲 B 第 9 5 号証（資料 2 - 1 浜岡原子力発電所敷地の地質・地質構造（コメント回答）抄本）
ページ番号 8 3 掲載の写真 2 葉

以 上